〔別紙1〕

鳥取県工業用水利用促進事業費補助金の事務手続きについて（工業用水給水施設工事）

1. 交付申請提出（企業→県） 補助事業を開始する30日前まで

【提出書類】下記提出先に郵送又は持参してください。
・鳥取県工業用水利用促進事業費補助金交付申請書
・鳥取県工業用水利用促進事業計画書
・鳥取県工業用水利用促進事業収支予算書
・見積書、図面等

2. 交付決定通知到着（県→企業） 交付申請から原則20日以内

3. 事業開始（企業）

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了（企業）

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出（企業→県） 完了・廃止・中止から20日以内

【提出書類】下記提出先に郵送又は持参してください。
・鳥取県工業用水利用促進事業費補助金実績報告書
・鳥取県工業用水利用促進事業実績報告書
・鳥取県工業用水利用促進事業収支決算書
・工事業者からの請求書の写し、支払証憑等

6. 交付額確定通知書（県→企業）

7. 請求書（企業→県）

○振込口座と補助金の額を記載いただいた請求書を下記提出先まで
郵送又は持参してください。

8. 補助金の支払い（県→企業）

【資料提出・問い合わせ先】
鳥取県企業局 経営企画課 営業誘致担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
電話 0857-26-7444
ファクシミリ 0857-26-8193
電子メール kigyou@pref.tottori.jp